

港湾空港関係の認定制度に関する Q&A

1. BCP の評価・認定について

Q1. 共通項目を災害対策マネジメント室と港湾空港部港湾空港・防災危機管理課いずれかに提出した際、認定される内容はどちらも同じものが認定されるのか。
共通項目を港湾空港・防災危機管理課に提出し認定された場合は、災害対策マネジメント室と港湾空港部の両者から認定されたと捉えてよいのか。

A1. 共通項目に限らず、申込先は災害対策マネジメント室ないし港湾空港部となる。
中部地方整備局としての制度であり、申込先の違いにより、認定証が異なることはない。

Q2. 認定の際、共通項目と港湾空港専門項目を提出し、共通項目だけ認定され港湾空港専門項目が認定されなかった場合、共通項目の認定はされないのであるか。

A2. 港湾空港部で共通項目と港湾空港専門項目を一括で審査する。
どちらかが認定されないという事態は想定していない。

Q3. 先に災害対策マネジメント室で共通項目が認定されたとしても、港湾空港部で認定されなかったとしたら、共通項目は取り消しということになってしまうのか。

A3. 先に認定された共通項目が取り消されることはない。

Q4. 建設会社における事業継続力認定を取っている会社といつても、共通項目だけの認定を受けた会社と共に項目と港湾空港専門項目の認定を受けた会社の2パターンができるということか。

A4. その場合はありえる。

Q5. 認定の中でもランクがあるのか。

A5. 認定の中でのランクはない。点数をつけるものではない。

港湾空港関係の認定制度に関する Q&A

2. 申込について

Q1. 先に共通項目を申請し、後で港湾空港専門項目を申請することは可能か。

A1. 制度としては、先に共通項目のみを提出していただくこともできる。

しかし、港湾空港関係の認定には、共通項目と港湾空港専門項目の審査が必要になる。そのため、申請には共通項目と港湾空港専門項目を同時に提出していただく必要がある。

Q2. 申請後に工事の実施状況が変化した場合、一部修正をしていく必要があるのか。

随時修正し、申請を繰り返す必要があるのか

A2. 次回の申請時に時点修正をしていただければよい。

3. 建設 BCP の作成について

Q1. 評価要領 P.11 提出時に施工を行っていない場合、過去の施工事例を記載すればよいのか。

A1. 提出時の施工の有無は関係ない。貴社として、一般的な考え方により作成されたものを記載していただきたい。結果として、過去の施工事例（一般的な考え方により作成されたもの）になる場合はある。

Q2. 評価要領 P12.P13 に記載時期や確認時期の記載があるが、それについて一般化するという考え方であれば、記載しなくてもよいのか。

A2. 資機材の保管状況及び二次災害の防災の取り組みは、資機材の数量の確認時期を記載していただきたい。浸水対策及び流出対策については、貴社の一般的な考え方により作成したものを作成していただきたい。

Q3. 資機材等を全く受注していない場合、手元に全くないことになるがその点についてはどう考えるか。

A3. 受注していない場合でも会社として保管している場所等を確保しているのであれば、記載していただくことになる。資機材等の保有がない場合は、その旨記入していただきたい。

港湾空港関係の認定制度に関する Q&A

Q4. 中部管内における各港の状況が異なることから、一つの港を例に挙げて記載すればよいのか。

A4. 一般的な考え方により枠組みを説明することができていれば、一つの港で整理していただければよい。

Q5. 評価要領 P37 のチェック欄について、港湾空港部に提出する場合、港湾5工種にチェックされていなくても審査してもらうことはできるか。

A5. 評価要領のP3、申込書類における④⑤の書類の有無によって災害対策マネジメント室か港湾空港部が審査するのか決まってくる。

④⑤の書類がない場合、災害対策マネジメント室が審査することになる。

なお、評価要領 P37 のチェック欄は、中部地方整備局より認定されている一般競争（指名競争）参加資格・等級である。会社独自に選択するものではない。

Q6. 共通項目では、対象となる工事はすべて記載するよう求めているが、港湾空港部に提出する共通項目もすべて記載する必要があるのか。

A6. 共通項目については、申込先の違いによる申請書類が異なることはない。

**Q7. 今回のBCPは第一義的には自社のためである。申込書類確認一覧に関しては、自社の既存のBCPにおいてチェックすればよいと考える。
認定の審査を受けるためには、すべての項目にチェックが入っている必要があるのか。
すでにあるものを使う場合には、ページ番号を確認一覧にチェックすればよいと思うが如何。**

A7. 評価要領の様式2及び様式4の「記載ページ」は空欄になっている。そこに、評価書類（貴社のBCP計画）の該当する記載ページを記入していただく。
該当するものが無い場合は、追加していただく。

港湾空港関係の認定制度に関する Q&A

4. その他

Q1. 評価要領の P 2 に記載されている、中部港湾空港建設協会連合会の中に愛知県や三重県の港湾空港建設協会も含むという理解でよろしいか。

A1. 中部港湾空港建設協会連合会は、愛知県港湾空港建設協会及び三重県港湾空港協会、日本港湾空港建設協会静岡県支部が含まれる。